

日本看護福祉学会規約

第1章 総則

第1条（名称）本学会は、日本看護福祉学会（ Japanese Society for the Study of Nursing and Social Work）と称する。

第2条（事務局）本学会の事務局は、総会の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）本学会は、「看護福祉」に関する研究及び研究者・実践家相互の連絡と協力を促進し、かねて、内外の学会との連繫を図り、人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本学会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 全国学術大会の開催（毎年1回、但し必要に応じて臨時大会を開催することができる。）及び研究報告会の開催
2. 専門委員会の開催
3. 公開講演会の開催及び内外の諸学会との交流
4. 学会誌、その他の刊行物の発行
5. その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員の資格）本学会の会員になろうとするものの資格は、「看護福祉」に関心をもつ看護・医療・法政・宗教・社会福祉等の研究者・実践家で大学以上の卒業、もしくはこれに同等であると本学会役員会が認めたものとする。

第6条（入会）本学会の会員になろうとするものは、会員1名の推薦をうけ、役員会において承認され、総会で報告されなければならない。

第7条（学会費）本学会の会員は、総会の定めるところにより学会費を納めなければならない。既納の学会費は返済しない。

第8条（退会）本学会の会員は、役員会に通告して退会することができる。

- 2 学会費を2年以上滞納したものは、役員会において退会したものとみなすことができる。

第9条（名誉会員）本学会は、本学会発展に貢献したものに名誉会員の称号を贈ることができる。名誉会員に関する規則は別に定める。

第10条（賛助会員）本学会の趣旨に賛同し、本学会のために特別の援助をなす団体・個人は役員会の議を経て総会の承認を得、本学会の賛助会員とすることができる。

第4章 機関

第11条（役員）本学会に次の役員を置く。

1. 理事長、副理事長、理事、評議員
2. 監事

- 第12条（役員を選出）本学会理事のうち理事長氏名理事を除く理事は、会員による選挙により選出し総会において承認を受けるものとする。
- 第13条（役員の任期）本学会役員の任期は、3年とし再任を妨げない。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条（理事長）本学会理事長は、役員会において理事の中から互選する。理事長は、本学会を代表する。理事長に支障がある場合は、副理事長が職務を代行する。
- 第15条（副理事長）本学会副理事長は、役員会において理事の中から互選する。副理事長は、理事長を補佐するとともに、本学会運営の実務を統括する。
- 第16条（理事）本学会理事は、選挙により選出された理事と理事長指名理事からなる。理事は理事会・役員会を組織し、本学会運営のため別に定める専門委員会に属し会務を分掌する。
- 第17条（監事）本学会監事は理事長が委嘱する。監事は会計及び会務の執行状況の監査等の会務を執行する。
- 第18条（評議員）本学会評議員は、必要に応じて理事長が委嘱する。評議員は会務の執行を補助する。

第5章 会議

- 第19条（総会）本学会理事長は、毎年1回会員の通常総会を召集しなければならない。理事長が必要と認めたととき、または学会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開催する。
- 第20条（総会の成立・議決）本学会総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席をもって成立する。総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。
- 第21条（役員会）本学会理事と評議員及び監事は、役員会を組織し、理事長が召集する。

第6章 学術大会

- 第22条（学術大会長）本学会に学術大会長を置く。学術大会長は、理事長が役員会において指名する。
- 第23条（学術大会の開催）学術大会は年1回開催する。学術大会における会計を含む事務局は、学術大会長が置く。

第7章 会計

- 第24条（経費）本学会の経費は、学会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
- 第25条（予算及び決算）本学会の予算及び決算は、役員会の議決を経、総会の承認を得てこれを決定する。
- 第26条（会計年度）本学会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第27条（学会費の徴収）学会費の徴収は毎年行う。

第8章 規約の改変及び解散

- 第28条 本規約を改変し、または本学会を解散するには、学会員の過半数または理事の過半数の提案により、総会出席会員3分の2以上の同意を得なければならない。

付則

1. この規約は、1995年7月1日より施行する。
2. この規約は、2000年7月9日より施行する。

3. この規約は、2003年7月13日より施行する。
4. この規約は、2004年8月8日より施行する。
5. この規約は、2005年7月3日より施行する。
6. この規約は、2006年7月2日より施行する。
7. この規約は、2009年6月21日より施行する。
8. この規約は、2010年7月4日より施行する。
9. この規約は、2013年7月7日より施行する。
10. この規約は、2014年7月6日より施行する。